

木更津市道路位置指定申請要領

制定 平成17年1月25日

改正 平成26年3月28日

改正 平成31年2月 6日

(趣旨)

第1 この要領は、木更津市建築基準法施行細則（平成26年規則第19号。以下「細則」という。）第22条の規定に基づく道路の位置の指定の申請に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の区分)

第2 道路の位置の指定、変更及び廃止の申請の区分は次によるものとする。

- 1 道路の位置の指定の申請は、新たに道路の築造を伴う場合のほか、指定された道路に新たに道路を築造し接続する場合若しくは路地状敷地を新たに道路とする場合とする。
- 2 道路の位置の変更の申請は、指定された道路の延長、幅員若しくはすみ切りの寸法の変更をする場合とする。
- 3 道路の位置の廃止の申請は、建築物の敷地である土地の利用形態の変更等により、指定された道路の全てを廃止する場合とする。

(事前相談)

第3 道路の位置の指定、変更又は廃止を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、その計画について、事前相談をするものとする。

(申請書の提出)

第4 道路位置指定申請書（以下「申請書」という。）の提出は、道路の位置の指定を受ける場合にあっては築造を行う前とし、位置の変更又は廃止をする場合にあっては原則として指定を受けた道路に接する土地に存する建築物の解体撤去を行う前に提出するものとする。

- 2 申請者は、位置の指定を受ける道路の土地の所有者（以下「土地所有者」という。）とする。ただし、位置の指定を受ける道路の土地及びその道路の築造とあわせて行おうとする開発行為の区域（以下「開発区域」という。）内に土地又は建築物若しくは工作物に関して権利を有する者（以下「関係者」という。）で土地所有者の承諾を得たときは、その関係者が申請できるものとする。
- 3 申請書には道路位置指定申請図（以下「申請図」という。）、開発区域内の土地及び建築物の

登記事項証明書、申請に係る承諾者の印鑑登録証明書のほか位置図（原則として2500分の1の都市計画図に朱書きのこと）、開発区域及びその隣接地を含む公図の写しを添付し、A4サイズ左綴じとし正副各一部提出するものとする。ただし、道路の位置の指定を受ける道路が他の市にわたる場合は、正副の他さらに1部を提出するものとする。

4 代理人のあるときは委任状を正本に、その写しを副本に添付するものとする。

5 申請書の提出は、事前相談が整った後に行うものとする。

（申請書の記入）

第5 道路の土地の地名地番は、登記事項証明書に記載された位置の指定を受ける道路の土地の地名地番及び枝番を全部記入すること。

2 関係土地の地名地番は、位置の指定を受ける道路に接する土地の地名地番及び枝番を全部記入すること。

3 道路の概要の番号は1号・2号・・・とし、位置の指定を受ける道路が交差又は屈曲する箇所若しくは幅員の異なるごとに個々に番号を付けること。なお、この欄が不足するときは、同欄を別紙とするか又は同欄を貼付すること。

4 幅員及び延長は、個々の位置の指定を受ける道路について、幅員及び延長をメートルで記入すること。この場合道路の延長とは、接続する他の道路の側線相互間の距離又は道路の終点若しくは自動車転回広場の中心までの道路中心線の距離とする。個々の区間距離の算定は、道路が交差又は屈曲する部分の道路中心線又は自動車転回広場の中心を起算点とする。（別図1）

5 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路に接続する場合にあっては道路中心線より2メートル後退した線から算定する。（別図2）

6 すみ切りの長さは、位置の指定を受ける道路が交差し、若しくは接続し、又は屈曲する角地ごとに、その角地の隅角をはさむ辺の等辺の部分の長さを記入する。ただし、内角が60度未満である場合は、角地の隅角を頂点とする底辺の部分の長さを記入する。（別図3）

7 側溝の幅は、位置の指定を受ける道路に設けるU字溝及びL字溝の寸法を記入すること。

8 自動車転回広場については、位置の指定を受ける道路の次に番号をとり、「幅員延長」欄にその幅員、長さ及び面積を記入し、「側溝の幅」欄に自動車転回広場と記入すること。

9 「開発行為の規模」欄には開発区域の面積を記載すること。

10 すべての寸法は、小数点第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。

(申請図の記載)

第6 申請図が1枚に記入できないときは、第20号様式(細則第22条第1項)の欄外に全枚数とその申請図の番号を記入し、図面の組合わせ目には、承諾者すべての割印をすること。

2 道路位置〇〇申請の空欄には、申請の目的に応じて、指定、変更、廃止の文字を記入すること。

3 位置の指定を受ける道路の土地の地名地番は、登記事項証明書に記載されているとおり記入すること。

4 位置の指定を受ける道路の幅員が異なる場合は、幅員を各々記入し、延長はすべての道路の合計延長を記入する。また、自動車転回広場については、面積を記入すること。

5 「縮尺」欄には、各図の縮尺を記入すること。

6 付近見取図には、次のことを記入すること。ただし、位置図を添付する場合は省略することができる。

(1) 方位

(2) 道筋

(3) 目標となる地物

(4) 鉄道

(5) 水路

(6) 川

(7) がけ

7 地籍図(実測図)には、次のことを記入すること。なお、位置の指定を受ける道路に接する土地が関係土地地番でないときは、関係地番外と記入すること。

(1) 方位

(2) 位置の指定を受ける道路の位置、延長、幅員及び申請書に記載した「道路の概要」欄の番号

(3) 土地の境界

(4) 地番

(5) 地目

(6) 土地所有者及び関係者の氏名

(7) 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記す

べき事項

- (8) 予定建築物の位置
 - (9) すみ切りの位置、長さ
 - (10) 境界標識の位置
 - (11) 位置の指定を受ける道路の築造と併せて行おうとする建築敷地等の開発行為に係る土地の
区画及び面積
 - (12) 貯留槽又は浸透槽を設ける場合にあってはその位置
- 8 道路構造図(位置の指定を受ける道路の横断面図 20分の1程度)には、次のことを記入すること。なお、道路となる土地に高低差がある場合は、縦断面図も記載すること。
- (1) 道路の幅員
 - (2) 道路の構造と寸法
 - (3) 側溝、街渠その他の施設の寸法
 - (4) 境界標識の種類及びその寸法
 - (5) 貯留槽、浸透槽の構造と寸法
- 9 公図の写しには、位置の指定を受ける道路の位置を明示すること。なお、写しには、作成者の氏名を記入し捺印すること。
- 10 「承諾書」欄の記入
- (1) 「申請者」欄の印は、申請書に捺印した印と同一のものとすること。
 - (2) 申請者が、土地所有者又は関係者であるときも「承諾」欄に必ず記入捺印すること。
 - (3) 「権利別」欄には、土地または土地に存する建築物若しくは工作物について有する権利をそれぞれ記入し、地籍図に記載された全ての者に、以後申請について紛争の生じないよう十分説明のうえ承諾印(印鑑登録済のもの)を受けること。ただし、水路等の公有地の占使用に係る承諾で、別途に申請し承諾書の交付を受ける場合にあっては、その旨を記載し承諾書又はその写しを別添としても差し支えない。なお、権利者の多いとき等は、欄を二分割するか申請図を2枚使用するか若しくは権利者の承諾書を別添としても差し支えない。その場合は必ず全員の割印をすること。
 - (4) 承諾年月日は、関係権利者全員の承諾を得た日を記入すること。
 - (5) 図面作成者及び測量者の住所氏名欄は、必ず記入捺印すること。

(承諾書等の添付)

第7 第4に定めるもののほか、次の各号に該当する場合にはそれぞれの承諾書等を添付すること。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144号の4第1項第1号口の規定の適用を受ける場合は、公園、広場その他これらに類するものの管理者が、自動車の転回に支障がない旨の承諾書等またはその写し。
- (2) 法第42条第2項及び第3項に規定する道路に接続しまたは交差する場合には、道と道路境界線とみなされる線との間の土地権利者の承諾書等またはその写し。
- (3) 位置の指定を受ける道路が既存の位置の指定を受けた道路に接続する場合は、既存の位置の指定を受けた道路の土地所有者の承諾書等またはその写し。
- (4) 位置の指定を受ける場合又は位置の変更をする場合で、道路の側溝、街渠その他の施設の末端を、既存水路等に接続しようとする場合は、既存水路等の管理者の承諾書等またはその写し。

(築造の時期)

第8 位置の指定を受ける道路の築造の着手は、築造承認の通知を受けた後とする。

(現場検査)

第9 築造が完了した場合は、速やかに特定行政庁に連絡し現場検査をうけるものとする。

(私道の変更、廃止への準用)

第10 細則第22条第3項の規定に基づく位置の指定を受けた道路の変更又は廃止を行う場合は、第4から第6において「位置の指定を受ける道路」を「位置の変更又は廃止をする道路」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(木更津市道路位置指定申請書取扱い要領の廃止)

- 2 木更津市道路位置指定申請書取扱い要領は廃止する。

(経過措置)

- 3 既に位置の指定を受けた道路の位置の変更又は廃止の申請にあたっては、申請書の記入及び申請図の記載については第4及び第5の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

附 則（平成26年3月28日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月6日）

この要領は、平成31年2月6日から施行する。

図1 (1) 道路の区間距離の算定

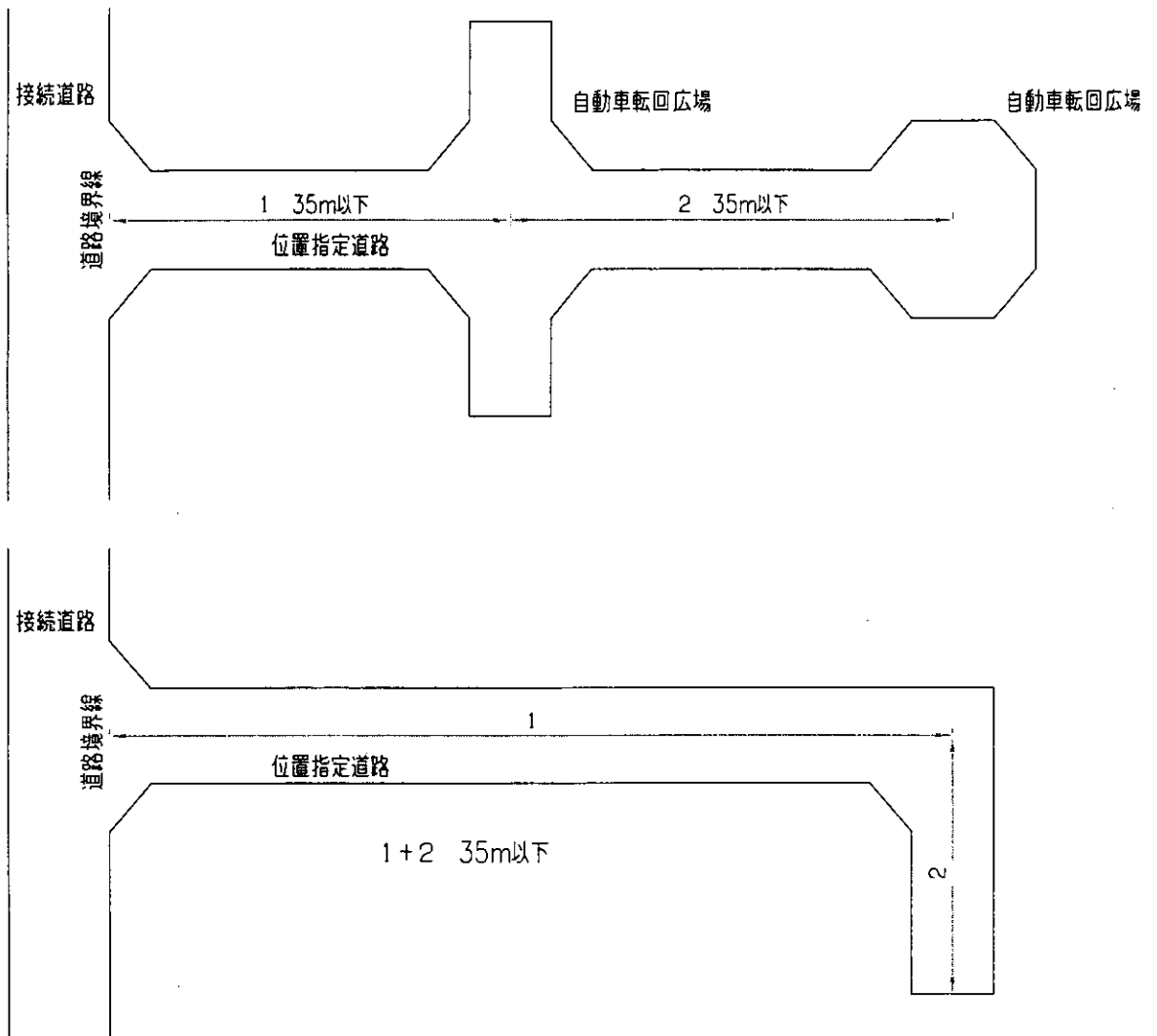


図1 (2) 自動車転回広場を中間部に設ける場合

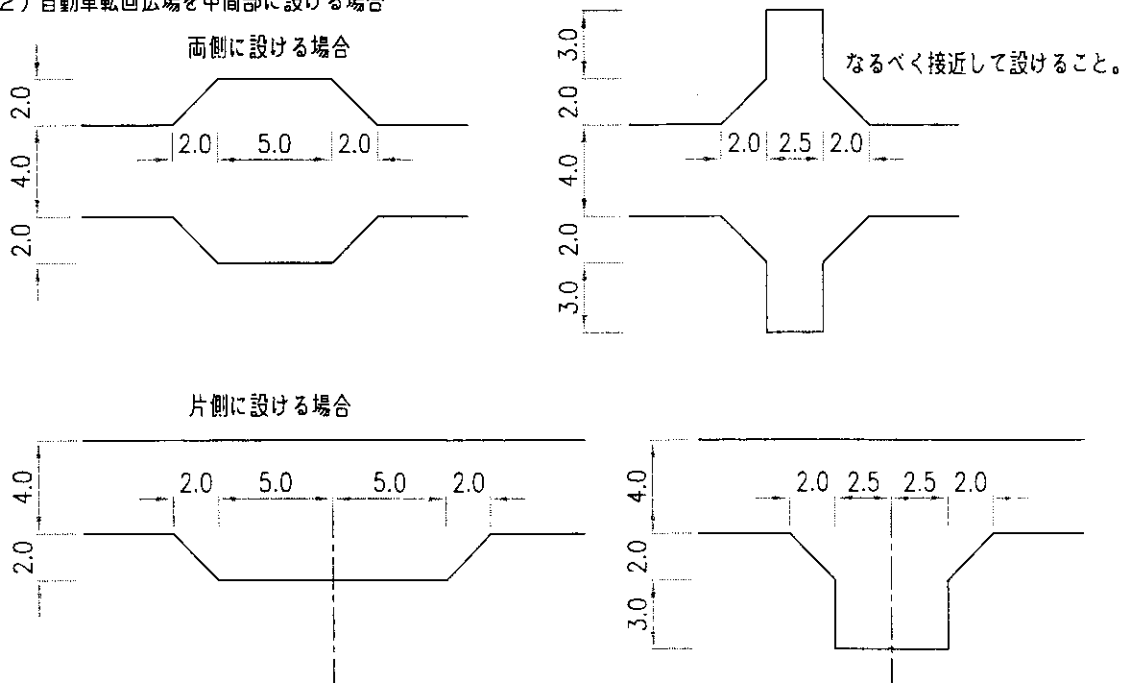


図1 (3) 自動車転回広場を終端部に設ける場合

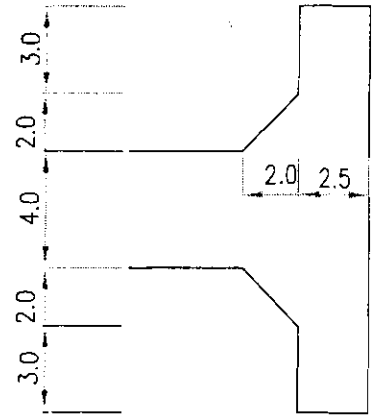
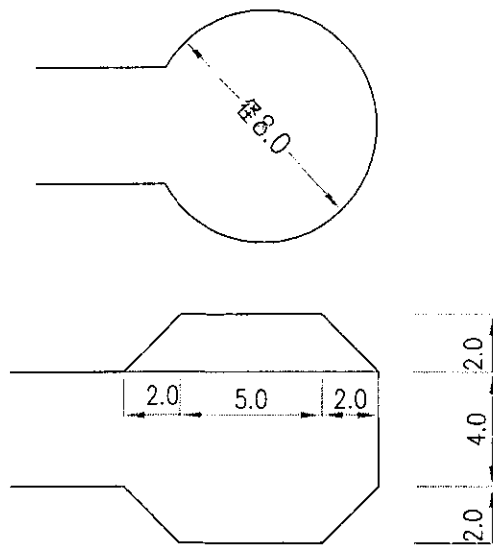


図2 法第42条第2項に規定する道路に接続する場合

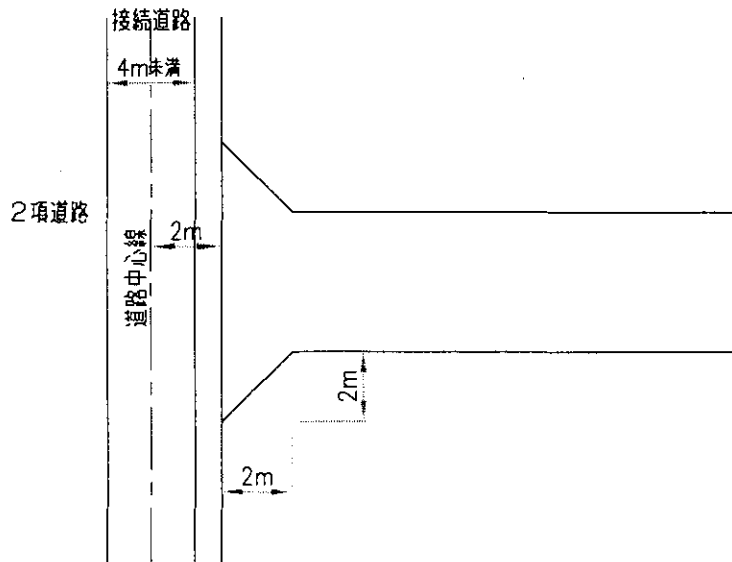


図3 すみ切りの設け方

